



あの人に  
ききたい

瑞宝双光章 受章・

松田洋 会員

知らないで  
すまされない

実務に係る  
行政書士法 その四

街頭無料相談会

理事会前研修会

## ご挨拶

日頃より、町田支部の活動に対しご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。今後ともよろしくお願ひ致します。

さて、今年の通常国会におきまして、行政書士会長年の悲願でありました行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した「特定行政書士」に付与されることになりました。会員の皆様もますます研鑽を積んで、職域の拡充に努めて下さるようお願い致します。

一方、来年の秋に予定されておりました消費税増税は平成29年4月に延期となりましたが、相続税は来年から基礎控除額が引き下げられ、納税義務者が増えてきます。相談会等でもよく質問される問題です。良く理解して回答できるようにして下さい。

師走とも言われ、先生と言われる職業の方には忙しい時期になりましたが、加えて衆議院の総選挙が実施されることになり、政治連盟の仕事も多忙となってまいりました。行政書士の未来の為、政治連盟の活動も大切にしていきたいと思います。

来年1月19日には、ホテル ザ・エルシィ町田において、東京都行政書士会町田支部と東京行政書士政治連盟町田支部の共催による、賀詞交歓会を開催いたします。多数の来賓をお招きして新年のご挨拶をさせて頂くとともに、新たな年に向け、これまで以上に関係強化をしていきたいと考えております。会員の皆様のご協力をお願い致します。

東京都行政書士会町田支部  
支部長 釘田一富

## 東京都行政書士会町田支部

<http://machida.tokyo-gyosei.or.jp/>

行政書士 町田

検索

# 10/15

## 報告

### 行政書士制度強調月間

### 町田支部街頭無料相談会

◆日時：10月15日(水) 10:00～16:00 ◆会場：ぽっぽ町田

◆参加会員数：12名（半日参加含む）

昨年の雨天による街頭無料相談会の延期を踏まえて、今年の行政書士制度強調月間における相談会も天候の影響を受けにくいぽっぽ町田にて開催されました。

当日は雨に見舞われましたが、テントを前面にだしながらも相談スペースとしては、屋根のあるピロティー部分を活用し、相談者も雨に濡れることなく安心して相談していただくことができました。

少し奥まったスペースになりましたが、のぼりやポスターの他に会場周辺でチラシを配付し、通行人にアピールしたことで多くの相談者にご来場いただくことができました。足を運んでくださった市民の皆様、協力していただいた会員の皆様ありがとうございました。



相談会場全景



相談風景



相談会用のぼり



◆相談件数：26 件

◆相談内容：

遺言・相続・贈与	22 件
不動産問題	2 件
会計記帳・助成金	1 件
在留・帰化・国際結婚	1 件

# 7/29

## 報告

### 理事会 前研修

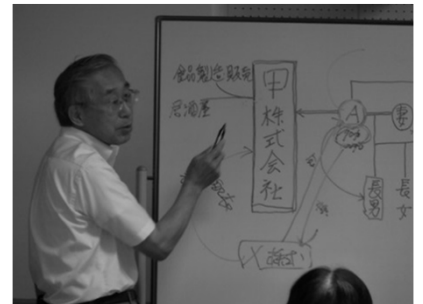
### 事業承継と行政書士

◆日時：7月29日(火) 18:00～19:00 ◆会場：町田市民フォーラム 視聴覚室

◆講師：媚山豊英会員

町田支部では、特別研修の他に理事会の前の時間を利用して行われる理事会前研修が行われますが、平成26年度第1回理事会前研修が7月29日に開催されました。

媚山豊英会員を講師に迎え、「事業承継と行政書士」と題して研修が行われました。オリジナルの分かり易い10ページから成るレジュメを用いて、また実際の事例を提示し詳しく状況説明いただくことで、複雑な事業承継の流れの中で行政書士が特化して出来る業務のイメージを頭に描くことが出来ました。



図を用いて説明する媚山会員



熱心に聴き入る参加者

- 事業承継には、まず経営権の承継と、支配権の承継とがある。
- 事業承継の態様としては、人と人の結びつきによる承継(親族内承継、親族外承継)と、会社や事業そのものを引き継ぐ承継(株式譲渡、事業譲渡、合併、会社分割)とがある。
- 親族内承継は現在も主流だが、減少傾向にあり、親族外承継は、逆に増加傾向にある。

事業承継に際し最も苦勞するのは、経営力の維持、發揮であるということの説明もありました。

相続手続について、中小企業承継円滑化法について、会社法について、特に種類株式について、行政書士としての関わり方や必要な知識の概観を解説いただきました。媚山会員の誠実な人柄が印象に残る講義でした。



行政書士

◆日時：9月12日(金) 18:00～19:00 ◆会場：町田市民フォーラム 視聴覚室

◆講師：栗和田 真一 会員 (行政書士・司法書士)

司法書士を兼業している栗和田真一会員を講師に迎え、不動産相続の実務における重要ポイントの研修が行われました。専門家の立場から、不動産登記特有の相続手続の注意点、書類の集め方の留意点を明瞭に解説していただきました。具体的事例の数々に呼応するように多くの会員から質問が飛び、栗和田会員がズバッと簡潔に答えるという応酬が続き、研修は非常に盛り上がりました。



事例を交えた話をする栗和田会員

- 不動産登記では、被相続人の住民除票は必ずとる。
- 遺産の不動産調査の時、権利証に全ての不動産が載っているとは限らないので注意。私道の漏れなどがある。
- 遺産分割協議書での不動産の特定はどこまで記載するか。



- 不動産調査には、名寄帳が使える。

他にも、第一順位、第二順位の相続人のいない兄弟相続の場合、祖父母が死亡していることの証明に留意するという点や、熟慮期間の実際の扱われ方・子の相続放棄の場合の落とし穴・遺産分割協議書における預金残高の記載の注意点・数次相続の場合の協議書作成の印、必要な協議書の数等、実務で役立つ知識を惜しみなくご教示くださいました。

◆日時：7月29日(火) 19:00～20:30 ◆会場：町田市民フォーラム視聴覚室

◆出席者：釘田支部長、大島・横山・媚山副支部長、森下・道口・掛上・横田・寺田・佐々木・中澤・高橋(成)・西村理事

◆オブザーバー：成田会員(経理補佐)

◆主な議題：

(1) 支部監事について

渡部監事の後任については補充はなく、田中監事の1名体制で平成26年度は運営する。

支部細則第10条第5号で監事は2名以内という規定なので、問題はない。

(2) タウンページの掲載について

支部の電話加入権は、任意団体の代表者個人名義の契約で、歴代の支部長名義となっていたので、それを現支部長に引き継ぎ、来年1月発行のタウンページからフリーダイヤルを用いた広告掲載をする。

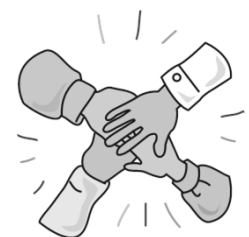
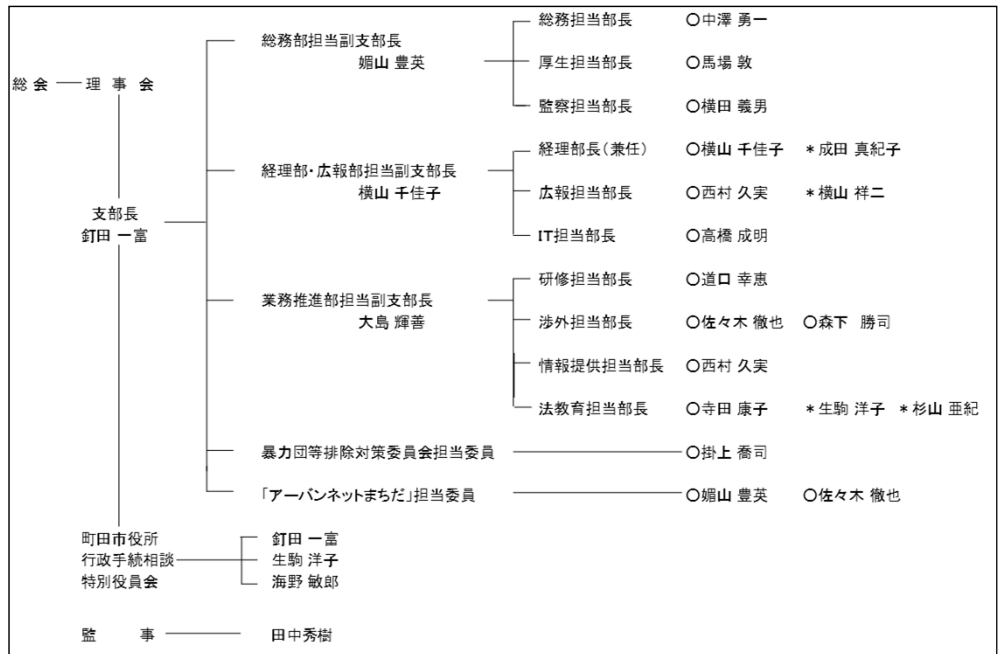
番号については、支部長がメーリングリストで募集する。

(3) 町田商工会議所からの依頼について

町田商工会議所から町田市・町田新産業創造センター・金融機関・町田商工会議所の4者で創業者の支援を行う‘町田創業プロジェクト’の案内があった。

創業者については、創業関連保証を創業6月前から受けることもでき、金額も1,500万円まで拡充される。また、株式会社を設立する際にも、創業時の登録免許税も半分に軽減される(資本金の0.7%→0.35%・最低税額15万円→7.5万円)ので、創業についての相談があった時に、当該支援を受けられる創業者に該当するかどうか制度を知り、該当する場合は、制度を活用してほしい。

\*参考:町田創業プロジェクト <http://mbda.tokyo/>



- ◆日時：9月12日(金) 19:10 ～ 21:00 ◆会場：町田市民フォーラム視聴覚室
- ◆出席者： 釘田支部長、大島・横山・媚山副支部長、森下・道口・掛上・横田・寺田・中澤・高橋(成)・馬場理事
- ◆オブザーバー：成田(経理補佐)・横山(広報補佐)・久住会員
- ◆主な議題：

(1) 多摩地区支部長懇話会について

翌日9月13日(土)に開催する。スケジュール・予算・式次第の最終確認をした。

(2) 行政書士制度強調月間 支部街頭無料相談会について

日時：10月15日(水) 10:00 ～ 16:00 (集合時間は9:00)

備品：テント(大)1張・机10台・イス20脚

カリオン広場からぼっぼ町田への場所変更、週末から平日に開催を変更した理由

→ カリオン広場を使用する場合は、会場自体の使用料はかからないが、テントや机・イスのレンタル料がかかる。荒天時に当日キャンセルをした場合に100%支部が負担することになるので、ぼっぼ町田の方がリスクが低い。ただし、10月の週末は予約で埋まっているので、平日に開催せざるを得ない。



(3) 未来を創るアーバンネットまちだ 相談会について

9月23日(火・祝)にぼっぼ町田で開催する。相談担当・受付・チラシ配布要員を必要とする。



(4) 賃貸住宅相談会について

今年は、4カ所出張相談会を開催する。(三鷹・町田・新宿・大田予定)

町田開催は、11月2日(日)10:00～15:00 カリオン広場となる。

東京会からの専門家参加は3名で、正式に動員の要請があった場合には、別途協議する。

(5) 研修について

理事会前研修ではなく、2時間の単独研修会を開催したい。

## 東京都行政書士会町田支部暑気払い 松田洋先生 瑞宝双光章受章を祝う会

- ◆日時：8月7日(木) 19:00 ～ 21:00 ◆会場：小田急百貨店町田店9階 レストラン街バンケットルーム



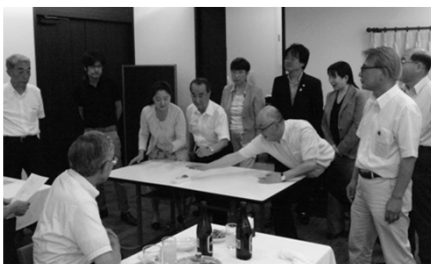
釘田支部長と松田先生

今夏は、恒例の暑気払いに加え、瑞宝双光章を受章された松田洋先生のお祝いの会も開催されました。行政不服審査法の改正について小倉衆議院議員からの報告もあり、お祝いムードは一気に高まりました。

松田チームと釘田チーム対抗のゲームでは、腕立て伏せでの体力対決・クイズでの知力対決・わさび入りのお菓子を食べた人を見抜かれないようにする演技力対決があり、チームワークのよさも手伝って、見事松田チームが優勝しました。



体力対決



知力対決



集合写真



演技力対決

あのひとに

# ききたい



瑞宝双光章 受章  
松田 洋 会員

京都府出身。警視庁で警察官となり、刑事部捜査第二課に勤務し、刑事総務課長を経て、刑事部ナンバー2の参事官で平成15年に退職した。退職後、暴力団追放運動推進都民センター専務理事を3期6年務め、平成21年6月より町田市にて行政書士事務所を開設。平成23年より、東京都遊技業協同組合・東京都遊技場組合連合会の専務理事も務める。町田商工会議所副会頭 松田英行氏は、実兄である。

◆ 瑞宝双光章受章おめでとうございます。初めて拝見しますが、とても立派な勲章ですね。

ありがとうございます。先日の支部の暑気払いの時にお持ちすればよかったのですが、今はこのように額に収めています。受章当日は襟章とともに胸に付けて妻と皇居に参りました。

◆ 警視庁にいらした時は、捜査第二課が一番長かったとお聞きしましたが、どんなポリシーをもたれて職務を遂行されていたのですか？

捜査第二課は知能犯、つまり詐欺や横領、汚職事件を扱うところでしたので、被害者を助けられるのは警察だけだという気持ちで臨んでいました。被疑者には、国選弁護士をつけることができたりしますが、詐欺に遭った被害者には犯罪被害救援基金の適用もありません。

犯人を捕まえることを第一に、経済的な面だけでなく、心の部分でも被害者の恨みを少しでも晴らしてあげたいと思っていました。



御自宅にて



◆ 一番苦労された事件を教えてください。

宗教法人 超宗・法の華三法行(ちょうしゅう ほうのはなさんぼうぎょう)による組織的詐欺事件ですね。信教の自由もあり、立証が難しい事件でした。足の裏を診断し、癌や病気で悩みを持っている人の弱みに付け込み、脅迫的に信者にさせ、法納料の名目で数百人から約600億円を騙し取った事件で教団関係者12人を逮捕しました。そうなる何日も家に帰れないこともありました。

◆ 大変な激務ですが、刑事を辞めたいと思われたことはなかったのですか？

最初から刑事を希望していました。楽しかったといったら語弊がありますが、〈これこそが自分の仕事〉と思って務めてきました。知能犯を相手に人間の嫌な部分を見ることもありましたが、事件単位で割り切って考えるので、それで人間不信になることはありませんでした。

◆ 先日の暑気払いのゲームでも、嘘をついている人をすぐ見破られていましたが、当時は〈鬼の松田〉などと恐れられていたのではないですか？

そんなことはないです(笑)。被疑者にもひとりの人間として誠意をもって接してきたので、否認されたりといったことは、殆どありませんでした。話をしてもらわないことには何も進まないですからね。テレビドラマで見るとような取調べは、実際の現場ではできません。強さも弱さも家族に対する愛情も持っているところは変わらないので、じっくり話せば心を開いてくれるものです。

◆ 最後に暴力団追放運動推進都民センターの専務理事をされていた経験から、私達、行政書士が市民や企業を守るためにその分野でお役に立つためのアドバイスをください。

契約書に暴排条項を設けることについては、暴力団排除条例にも努力義務規定として書面に定めるよう求めているので当然として、今は契約時に相手方に「暴力団員・暴力団関係者でないことを表明する書面」(表明確約書)を書いてもらうことを勧めています。



これは、偽名を使ったり、身分を偽ったりした場合に有効で最近でた最高裁の判例(平成25年(あ)第3号詐欺被告事件)があり、非常に有効です。100%侵入を防ぐことは難しいですが、わかった時にすぐ排除できるようにしておく準備が必要です。

\* 松田先生のご尽力で、支部会員むけに公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター発行の冊子をいただくことができました。この場を借りてご報告致します。松田先生ありがとうございました。

知らないですまされない

# 実務に係る 行政書士法 その四

平成17年に「行政書士試験の施行に関する定め」の一部が改正され、平成18年度の行政書士試験から「戸籍法」「住民基本台帳法」「労働法」「税法」とともに「行政書士法」も試験科目から削除されました。  
行政書士法を学ぶ機会がなかった会員や勉強してから時間が経っている会員のためにも実務に係る条項を採りあげたいと思います。なお、各条項の法解釈については、専門の書籍をご参照ください。



ゆきまさ先生

キャリア30年のベテラン行政書士



まち子先生

開業したてで心配性の新人行政書士



「最近、特定行政書士という言葉聞くようになったのですが、行政書士法の改正でもあったのですか？」



「5カ月前前にニュースにもなっていましたよ。行政不服申立ての代理権を一定の研修過程を修了した行政書士に付与されることになったのです。それが特定行政書士です。」



「本試験に受かったばかりなのに、また勉強をしないといけないのですね。」



「そうですが、業務に係ることなので本試験の時よりも勉強がしやすいと思いますよ。手始めに改正後の条文の一部を知っておきましょう。」



**第一条の三** 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一・三・四(略)

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(以下「特定行政書士」という。)に限り、行うことができる。



「なんだかがんばれそうです。研修を受講できるようになったら早速申し込みます。」



「これを機に我々も身を引き締めないといけませんね。倫理研修等もありますが、ほんの一部の心ない会員の不祥事で行政書士の品位が下がります。懲戒処分を受けると東京都行政書士会や東京都のHPでも公表されるんですよ。」

**第十四条** 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 業務の禁止



「こんな風に公表されるのですね。知らない内にトラブルに巻き込まれないように気をつけたいと思います。」



「仕事をやっていく内にこれはどうなんだろうと思うことが生じます。そんな時には、私達先輩を頼ってください。手引きに記載のないことや、ネットにない情報でも経験していることがありますから。」



「ありがとうございます。どうしても目先の業務のことで頭がいっぱいになってしまいますが、長く行政書士を続けたいので、その時にはお世話になります。行政書士として行政書士法をもっと知りたいです。ゆきまさ先生、これからも色々教えてください。」



「勉強となると頭に入りにくいですが、実務に必要となると身が入りますね。登録をした後もまだまだ勉強が必要になりますが、応援しますのでがんばりましょう！」



東京都行政書士会HP 懲戒処分等の公表



9/23

報告

未来を創るアーバンネットまちだ 無料相談会

◆日時：9月23日(火・祝) 10:00～16:00 ◆会場：ぽっぽ町田

陽射しのつよい秋晴れの中、「未来を創るアーバンネットまちだ」の無料相談会が一年前までの開催場所ぽっぽ町田に戻って開催されました。

昨年は、総合健康づくりフェア内での開催ということで、通行人にチラシをまけなかつたり、4階まで相談者を導くことができなかつたりと相談件数を大幅に減らしてしまいましたが、今年は挽回し、相談件数は64件となりました。



テントの並べ方や机やイスの配置については、定例会で何度もシミュレーションをしていたのでスムーズに運びました。

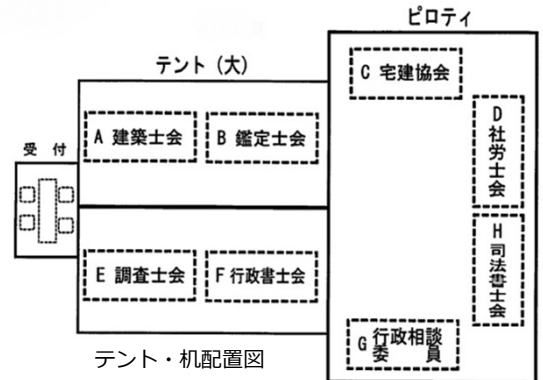
この8団体による相談会の一番の利点は、通常であればいくつもの相談会をはしごしないと聞けないようなことがその場で解決できることです。

例えば、相続の相談で行政書士会に来られた相談者が、分筆をしたいけれど分け方がわからないとなれば土地家屋

調査士会とコラボができますし、離婚の相談で行政書士会に来られた相談者が、年金分割について詳しく知りたいとなれば、社会保険労務士会とコラボができます。より意味のある相談会にするために少しずつ進化している相談会に今後も期待したいです。



相談会遠景



7/8  
9/9

報告

未来を創るアーバンネットまちだ 定例会

隔月で開催される「未来を創るアーバンネットまちだ」の定例会が7月9日(火)と9月10日(火)に町田市役所2階市民協働プロジェクトルームで開催されました。

アーバンネットの事業は、無料相談会と研修会が主な事業になるので、7月と9月の定例会は、ほぼその準備のための会議になります。



配布チラシ

今年、昨年の相談会の反省点を踏まえて古巣の開催場所に新たな気持ちで臨む形となり、理事長を輩出する司法書士会が、念入りに現地視察や施設管理担当者との打合せを経て、定例会で検討がされました。

～ PRIについて ～

昨年は、当日できるPRが限られていたので、今年は配布ティッシュのデザインを一新して1,000個発注し、配布チラシも隣接する道路や敷地内で配布ができるため十分に数を揃えることにしました。また、受付担当以外に配布担当割りし、通行人に対して漏れなくPRできるような体制をつくることになりました。

～ 相談内容の割振りについて ～

新しい取り組みとしては、どの相談をどこの団体に振り分けたらよいか受付で悩むケースがあるので、各団体の事業を完結にまとめて1枚の紙で見れるようにしてはどうかという提案がありました。受付に2セット、後は各団体に1セットずつ設置することになりました。

9月度定例会から相談日まで間がなかったため、今年度においては、各団体から持ち寄ったA4サイズ1枚の案内を合綴した形にして、来年度においては、その結果を踏まえてまた検討することになります。

回を重ねるごとに改善がされる相談会です。



プロジェクター使用の会議風景

時間	受付	配布
09:50 ～ 10:30	土地家屋調査士会	行政相談委員
10:30 ～ 11:15	司法書士会	土地家屋調査士会
11:15 ～ 12:00	建築士事務所協会	司法書士会
12:00 ～ 12:45	行政書士会	建築士事務所協会
12:45 ～ 13:30	宅建業協会	行政書士会
13:30 ～ 14:15	社会保険労務士会	宅建業協会
14:15 ～ 15:00	不動産鑑定士会	社会保険労務士会
15:00 ～ 15:30	行政相談委員	不動産鑑定士会

相談日当日の担当割

# 担当者より会員へのお知らせ

## 支部代表電話がフリーダイヤルになりました

総会で提案がありました支部代表電話のフリーダイヤル化ですが、平成26年9月5日より変更し、利用できるようになりました。



# 0120-34-8866



注：従来の電話番号 042-726-8866 も利用できます。

ファックス番号も従来の番号 042-726-8866 とフリーダイヤルの双方利用できます。必要に応じて使い分けてください。



## 経理担当より支部会費未納入者へのお願い

振込用紙を改めて同封致しました。平成26年度（平成26年4月～27年3月）の年会費 6,000円をお振込ください。年度の途中に入会された会員で直接お渡しできなかった方にも同封しております。



お振込  
方法

- ① 同封の振替用紙にてのお振込
- ② ゆうちょ銀行ネットバンキングからのお振込（記号10090 - 57993791）
- ③ ゆうちょ銀行以外からのお振込

ゆうちょ銀行 008支店 普通預金 口座番号 5799379 口座名 東京都行政書士会町田支部

※ ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方は、振替用紙（支部負担手数料130円）ではなく、なるべく口座からのお振替（支部負担手数料80円）にてお願い致します。

## 広報担当より同封パンフレット等募集

2014年度第3号は、2月末発行を予定しています。個々の事業や支部活動に有益な情報で、かつ、100部ご用意いただければ同封することができます。ご協力いただける場合には、広報担当理事 西村までご一報ください。 Mail: nishimura-k@gyosei.or.jp  
Tel : 042-734-1114



\* 編集後記 \*

広報担当理事 西村 久実

平成26年度より町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会の副会長をさせていただいています。その関係で現在、高齢者福祉課・障がい支援課の担当者と虐待防止マニュアルの作成の支援をしているのですが、開業してから10余年経ちますが、行政書士の仕事で培ったスキルは、本業以外でも発揮することができるので、この職業の可能性を感じずにはられません。

マニュアルや契約書ひとつとっても、いまやインターネットに様式やひな型は沢山転がっています。それを書き換えれば形だけは整って見えますが、実際は法令・ガイドライン・制度といった根拠やそれが作られるにあたっての目的を知らなければ、目的に見合った成果物になりません。行政書士の業務分野は広いですが、これからも研ぎ澄ました感覚で臨みたいと思います。

行政まちだ / 東京都行政書士会町田支部

■ 発行人 東京都行政書士会町田支部長 釘田 一富

■ 編集人 西村 久実 ・ 横山 祥二

■ 発行日 平成26年11月30日